

○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日

長崎県条例第59号

改正 平成28年12月27日条例第55号

平成30年3月30日条例第10号

平成31年3月22日条例第4号

令和元年7月16日条例第5号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

**第3条** 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第4条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事又は教育委員

会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

**第5条** 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。  
(長崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 2 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成28年12月27日条例第55号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（長崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

- 2 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（長崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

- 2 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月16日条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

**別表第1（第4条関係）**

機関	事務
1 知事	長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）による自動車税環境性能割又は自動車税種別割の減免に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就

	学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事	長崎県税条例による自動車税環境性能割又は自動車税種別割の減免に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの

	保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの 療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの 法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
4 知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5 知事	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
6 知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの 療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第27

		条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。)又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であって規則で定めるもの
7 知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
9 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務に関する情報であって規則で定めるもの
10 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

11 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
12 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務に関する情報であって規則で定めるもの
13 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学

	保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
			特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務に関する情報であって規則で定めるもの
			学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人保護関係情報であって



	に関する事務に準ずる 事務であって規則で定 めるもの		規則で定めるもの
6 教育委員会	学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する事 務であって規則で定め るもの	知事	生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
			外国人保護関係情報であって 規則で定めるもの
			児童扶養手当法による児童扶 養手当の支給に関する情報で あって規則で定めるもの
7 教育委員会、警察 本部又は交通局	児童手当法（昭和46年法 律第73号）による児童手 当又は特例給付の支給 に関する事務であって 規則で定めるもの	知事	地方税関係情報であって規則 で定めるもの
			住民票関係情報であって規則 で定めるもの